

学級担任の先生・社会科の先生に『税』の話題を提供！

～北見版～

くらしを支える税

第 23 号

平成 24 年 1 月

北見市租税教育推進懇話会

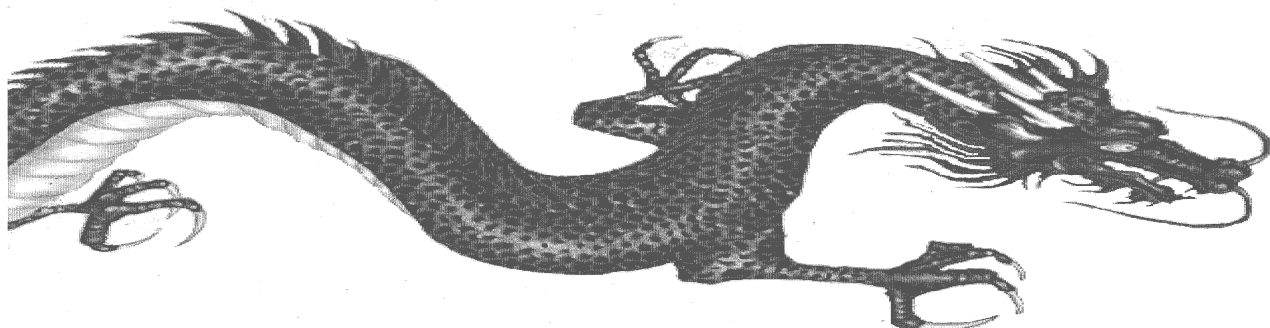
新しい年になりました。今年の干支は、辰（龍）ですね。

札幌市中央区の地下歩行空間「北 3 条交差点広場」にて、札幌南高校の書道部員が 12 月 30 日、平成 24 年の干支「龍」に、東日本大震災からの復興を願って「明るい未来を目指そう」との気持ちを込めて、

「**飛 龍**」の字を大書しました。

書を観ていたら、龍の様に自由に飛びまわってみたいと思いました。（笑）

本年は災害等がなく無事な一年になることを祈念して、平成 24 年 1 月号をお送りします。



今回は、前号に記載したとおり「お酒のタイプ」を説明します。（スピリッツ編）

辰年なので、「龍」にちなんで、皆さんは「龍舌蘭（りゅうぜつらん）」という植物をご存知ですか？

広辞苑によると「リュウゼツラン科リュウゼツラン属（学名アガベ）の大型常緑多年草。メキシコ原産」と解説されております。（もし龍が実在したら、龍の舌はこの龍舌蘭の葉のような感じではないかということと呼ばれているとのこと。）

なぜ、この植物（龍舌蘭）かということ、実はこの植物の樹液を発酵させて、蒸留したものが「テキーラ」というメキシコ特産の蒸留酒になります。日本の酒税法では「スピリッツ」に該当します。

スピリッツには、他に有名なものとして「ウオッカ」・「ラム」・「ジン」などがあります。

日本ではそのまま飲むというよりは、カクテルにして飲むことが多いようですね。



テキーラなどの製造方法等の違いを簡単に説明すると、「テキーラ」は前述のとおり製造したもの、「ウオッカ」はしらかばの炭などでこしたもの、「ラム」は原料にさとうきびの糖蜜を発酵させ蒸留したもの、「ジン」は穀類の発酵液を蒸留する際にねずの果実など混ぜて蒸留したものをいいます。

（詳しくは税務署酒類指導官または税務広報聴官まで）

スピリッツ以外のお酒については、またの機会に!!



自分の適量にとどめよう



学級担任の先生・社会科の先生に『税』の話題を提供！

税のネタ帳(歴史編) ～明治時代：郵便・・・？ Q&A ～【国税庁メールマガジンほかより】

Q 日本に近代的な郵便制度が導入された明治時代初期、郵便料金は「郵便税」と呼ばれていました。この郵便税が免除される郵便物として「無税郵便」がありました。それはどのようなものだったのでしょうか。

A 明治8年の「郵便規則及罰則」で確認できる「無税郵便」の対象には、郵便事務に関するもの他に、「国の大事、民の大利害」に関する建白書、「衆の利害」に関する請願書、さらに駅逡（えきてい）（郵便）局長が許可する新聞類の原稿がありました。

当時、新しい国づくりのために政府は広く建白を奨励していた時期でもあり、これらに郵便税を免除することは「至極便利」と判断されていたようです。

さらに、翌9年には勸業に関わる通報、質問、応答書及びそれに関する冊子、絵図、種子類が追加されました。これは、よく知られる殖産興業政策の下、政府は農業・工業を奨励していた結果と考えられます。



なお、これらの郵便事務に関するもの以外の「無税郵便」は、明治16年の郵便条例制定とともに廃止されました。

税のQ&A ～ お正月 ～

Q お年玉に税金はかかりますか？

A 原則として、税金はかかりません。

ただし、お年玉を含めて、個人から多額のお金などをもらったときは、「贈与税」の課税対象となります。

贈与税は、1年間に個人から贈与を受けた金額の合計が110万円を超えた部分にかかります。

110万円を超えたお年玉をもらったり、その年に他に多額の贈与を受けなければ課税されません。



余談ですが・・・

平成23年10月・第20号に掲載した「ポテチ税」の続報

ハンガリーで昨年9月から始まった「ポテチ税」、ハンガリー政府は肥満防止を目的に課税を始めたが、売り上げ減少を恐れてリストラに踏み切った企業が続出して、企業の集団解雇を地元メディアは「ポテチ税で菓子業界もダイエット」と報じている。

また、国内でポテトチップス1袋約50円（課税前は約37円）で販売しているため、課税されていない隣国のオーストリアやスロバキアでまとめ買いしている人が増加しているとのことで、ポテチ税の今後の動向が注目されています。

※ 本当の余談ですが、ハンガリーの隣国ルーマニアでは、「魔女税」を導入しようと1年間検討したが、導入が見送られたと報道されていました。

魔女税とは、魔女（呪術師や占師のこと）は正規な職業とみなされていなかったが、ルーマニア国内では1千人以上おり、世論調査では70%の人が魔女の力を信じているとのことから、正規な職業として、16%の所得税を課そうとしたもの。

「呪い」で報復すると一部の魔女は騒ぎたてたのが効いたのかは定かではないが、導入が見送られたそうです。

【お問い合わせ先】

北見市租税教育推進懇話会又は
北見税務署 税務広報広聴官

加賀 貢

北見市青葉町3番1号

Tel 0157-23-9160【直通】

『税に関する資料がほしい』

『「北見版 暮らしを支える税」でこんな話題を取り上げてほしい』など、皆様のご意見・ご要望をお待ちしています。